

ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金に係るよくある質問

更新日：R4.10.1

No.	項目	質問	回答
1	申請・実績の手続等	補助金の申請期限はいつですか？	申請は、原則として出発日の10日前までに申請してください。 出発後に申請した場合は対象となりません。 ※申請前に内容の事前確認が可能ですので、お気軽にご連絡ください。
2		申請書類等の提出はメールでも可能ですか？	必要書類が確認できればメールでの提出が可能です。
3		本事業におけるテレワークとはどのような働き方のことですか？	ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。 そのため、福島県内でのみできる仕事（撮影や現地での打合せなど）は、本事業におけるテレワークに当てはまりません。
4		正規雇用者以外の方が申請する場合は、どのように申請すれば良いですか？	役員や非正規雇用の方などが申請する場合は、法人として申請してください。
5		副業が可能な企業に勤める正規雇用者です。テレワークで本業と副業を行う場合は、いずれの様式（正規雇用者・対象法人・フリーランス等）で申請すれば良いですか？	正規雇用者申請用にて申請してください。
6		フリーランス等にて申請予定です。活動がわかる資料はどのような資料を提出すればよいですか？	ホームページや営業に使用している資料など、フリーランス等としての活動概要や実績等がわかるものをご提出ください。（特に様式は問いません。）
7		当初滞在を予定していた施設から変更となった場合はどのようにすれば良いですか？	滞在施設が変更となった場合、変更申請は不要ですので、特段手続きは必要ありません。 《参考》 ○以下の場合等には変更申請が必要となります。必ずご相談ください。 ・交付の決定を受けた額から30%を超える減額となる場合 ・申請内容から、出発日が早くなる、または、帰着日が遅くなる場合 ・（法人申請の場合のみ）テレワーク体験をする個人が変更となる場合 この外、申請時から内容が変更となった場合はご相談ください。

ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金に係るよくある質問

更新日：R4.10.1

No.	項目	質問	回答
8	申請・実績の手続等	実績報告について、テレワーク終了後、いつまでに提出すればいいですか？	実績報告は、帰着日から30日以内または3月31日のいずれか早い日にちまでに提出いただく必要があります。 期限までに提出がない場合は、交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
9		実績報告に添付する「支払を確認できる書類（領収書等）」について、どのような書類を添付すればよいでしょうか？	宛名（申請者名）、利用日、金額、但書が記載されている領収書を添付してください。○以下、注意事項 ・補助対象経費とするものについては、必ず領収書等が必要になります。 ・宿泊代に飲食代が含まれている場合は、当該飲食代を除いた額を領収書の余白に記載いただくなどしてください。 ・交通費の領収書については、乗車日および乗車区間が分かる書類（原則切符の写真）も併せて提出してください。
10		支払いを確認できる書類（領収書等）について、あて名はどのようにしたらよいですか？	申請方法により異なります。 ○正規雇用者申請、フリーランス等申請 個人名（テレワーク体験をされる方）のあて名 ○対象法人申請 法人名のあて名
11		正規雇用者が申請する場合、正規雇用者申請用（別紙様式1-1）と対象法人申請用（別紙様式1-2）どちらで申請すればよいのでしょうか？	費用をどちらが負担するかにより異なります。 テレワークにかかる交通費や宿泊費等について、 正規雇用者が負担する場合：正規雇用者申請用（別紙様式1-1） 対象法人が負担する場合：対象法人申請用（別紙様式1-2）
12		申請書をメールでお送りしますが、ファイルの形式に指定はありますか？	書類：Word、Excel、PDF 画像：jpg、jpeg、png 上記のファイル形式にてご提出をお願いします。上記ファイル形式で提出不可の場合は別途御相談ください。 (numbersやpages、HEICファイルは確認できませんので、ご注意ください。)
13		正規雇用者申請または対象法人申請の場合、登記事項証明書の提出が必要となっていますが、どのように用意すればよいのでしょうか？	法務局にて取得が可能です。また、オンラインでの交付請求も可能です。（所要10分程度） ○法務省-会社・法人の登記事項証明書等を請求される方へ- https://www.moj.go.jp/MINJI/minji11.html ○法務局-オンラインで登記事項証明書（会社・法人）を取得したい方- https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/shomeisho_000002.html

ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金に係るよくある質問

更新日：R4.10.1

No.	項目	質問	回答
14	申請・実績の手続等	申請書類のうち、「申請者又は勤務者の居住地を証する書類」について、どのような書類を添付すればよいですか。	運転免許証（表と裏）、マイナンバーカード、住民票の写し等を提出してください。（住所等が手書きの健康保険証は居住地を証する書類に該当しません。）
15	補助対象者	対象法人が申請する場合の勤務者の対象はどのようになりますか？	対象法人が申請する場合は、雇用関係があれば役員、正規・非正規雇用者を問わず対象となります。
16		フリーランスで開業届を出していませんが、対象となりますか？	対象となります。
17		福島県内に仕事で行く予定があります。その作業を県内で行う予定ですが、テレワークとして対象になりますか？ 例）・県内で写真撮影後、編集作業を実施 など	対象になりません。 本補助金はテレワークを主目的として実施することが必要ですので、現地（福島県内）にテレワークではない仕事を目的に来訪される場合は対象外となります。 ※ご質問の例の場合には、対象外です。
18		短期コースとしてテレワークをする予定ですが、福島県内で関係者と打合せを行う予定もあります。対象となりますか？	申請書等の内容を確認しテレワークが主目的と判断される場合には対象となります。（テレワークではなく関係者との打合せが主目的と判断される場合には、対象となりません。）
19		家族や友人等の同行は可能でしょうか？	同行は可能ですが、本補助金はテレワークの体験を主目的としていますので、補助金の対象となるのはテレワークをされる方（本人）の体験に係る費用のみとなります。 同行者もテレワークの体験をされる場合には、別途申請いただく必要があります。
20	補助対象経費	対象法人申請を行う予定です。法人は県外にのみ拠点がありますが、勤務者も県外在住である必要がありますか？	テレワーク体験を行う勤務者は県外在住の方のみ本補助金の対象となります。
21		補助上限額について、法人として申請する場合、一社あたりの上限額となりますか？	法人として申請する場合であっても、一人あたりの上限額となります。 例）短期コースにおいて、3名が実施する場合は1万円×3人／泊
22		コワーキングスペースの利用料について、月ごとの定額制等で県外のコワーキングスペースを含めた複数の施設を利用できる場合であっても、補助対象となりますか？	補助対象となりません。
23		民泊等で清掃料や手数料が宿泊費と別途請求される場合、本補助金の補助対象となりますか？	補助対象となりません。

ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金に係るよくある質問

更新日：R4.10.1

No.	項目	質問	回答
24	補助対象経費	宿泊料について、月ごとの定額制等で県外の宿泊施設も含めた複数の施設を利用できる場合であっても、補助対象となりますか？	補助対象となりません。
25		補助対象となる経費の支払方法に制限はありますか？	補助対象経費のうち、現金、口座振込またはクレジットカードで支払った経費のみ対象となります。（〇〇pay等のキャッシュレス決済についても領収書等の支払の確認ができれば対象となります。） ギフトカード等の金券や商品券、各種ポイント等で支払った場合は、補助金の対象となりません。
26		支払について、クレジットカードの支払やポイントカードの提示によるポイントの付与がされた（される予定を含む）場合は、どうすればいいですか。	ポイントが付与された（される予定を含む）場合は、実績報告書において、「事業に要した経費(A)」からポイント付与分を減額していただく必要があります。
27		交通費について、新幹線を利用する場合に席の種類に制限はありますか？	新幹線を利用する際の補助対象となる経費は、原則として自由席または指定席に係る経費となります。そのため、グリーン車等を利用された場合は、グリーン車等に係る費用については補助対象経費となりません。（ただし、早期割引等によりグリーン車等に係る費用が通常自由席または指定席に係る費用よりも安価な場合は対象となる可能性があります。）
28		交通費について、居住地以外から福島県へ向かう場合には、補助対象経費はどのように算定されますか？	交通費は、原則居住地からの費用が補助対象経費となります。 居住地以外から本県を訪れ、補助対象経費とする場合には、別途証明書類や理由等を提示していただく必要があります。
29		SuicaやPASMO等の交通系電子マネーを利用する場合、支払を証明する書類はなにを提出すれば良いですか？	利用履歴の分かるものを提出してください。（券売機等から出力する利用履歴とSuicaやPASMO等のID番号を提出するなど。）
30		ふくしま“じっくり”体験コースを申請予定です。勤務日は、業務の都合を除き福島県でテレワークをすることと記載されていますが、業務の都合とはどのようなものが該当しますか？	業務の都合とは、会議や会社の取り決め等によりやむを得ず会社へ出勤する必要がある場合などが該当します。 なお、やむを得ず会社へ出勤する必要がある場合であっても、週の3日以上福島県外に滞在される場合は、ふくしま“じっくり”体験コースの対象となりません。
31		宿泊費のうち飲食代は除くと実施要領に記載されていますが、ビジネスホテルの場合であっても、除く必要がありますか？	宿泊する施設の形態を問わず、飲食代は除く必要があります。
32		ふくしま“ちょこっと”体験コース（5泊6日まで）を申請予定です。福島県での滞在が6泊7日になってしまう場合、1泊分を自費とすることは可能ですか？	1泊分を自費とすることは可能です。 ただし、その場合は5泊6日分が対象となり、帰り（福島県→自宅等）の交通費が対象外となりますので、ご注意ください。

ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金に係るよくある質問

更新日：R4.10.1

No.	項目	質問	回答
33	補助対象経費	同行者とともに福島県を訪れますが、同行者の訪問に係る費用は対象となりますか？	対象となりません。対象となる費用は申請される方の体験に係る費用のみとなります。また、支払の証明書類（領収書等）にて同行者の費用も含めて提出される場合には、総額から同行者の費用を除いていただく必要があります。
34		宿泊先として市町村が設置している移住体験住宅を利用予定です。宿泊にかかる費用は対象となりますか？	市町村等が設置する公営の移住体験住宅に宿泊する場合は、その宿泊にかかる費用は対象となりません。なお、交通費やコワーキングスペース等の利用料は対象となる可能性があります。判断に迷われる場合は、事前にご相談ください。
35		宿泊施設やコワーキングスペース等の利用時に駐車場代がかかります。駐車場代は対象となりますか？	駐車場代は対象となりません。
36		テレワークを行う施設に制限はありますか？ また、同日に複数の施設を利用しても対象となりますか？	テレワークが実施できる環境が整っているのであれば、場所に制限はありません。また、同日に複数のコワーキングスペース等の利用をした場合も対象となります。
37		福島県へは公共交通機関により移動し、県内移動にはレンタカーを使用する予定です。レンタカーにかかる費用は対象となりますか？	レンタカーの使用料は対象となりますが、ガソリン代等の燃料費は対象外です。
38		宿泊費について、各種オプションがセットとなったプラン（食事付きやゴルフ場利用権付き など）を利用する場合、セットとなったプラン料金が補助対象経費となるのでしょうか？	各種オプションにかかる費用は補助対象経費となりません。そのため申請される際には、オプション料金を除いた額で申請をお願いします。また、実績報告の際には、領収書の写し等の証明書類が必要となりますが、プラン料金のうち、各種オプション料金を除いた額が分かるよう、証明書類を提出いただく必要がありますので、ご注意ください。